

議案第 5 7 号

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の改正に伴い、部分休業制度を拡充するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、同号中「職員を除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 1 6 条を次のように改める。

（第 1 号部分休業の承認）

第 1 6 条 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）において、3 0 分を

単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第18条第1項、第19条の2第1項又は第20条第1項の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

第16条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職

員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条第1項中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第18条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第18条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第19条に次の3項を加える。

3 任命権者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- （1）対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - （3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 5 任命権者は、第3項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の瑞穂町職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例第19条第4項の規定により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項

の規定により講じられたものとみなす。

瑞穂町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第14条 略 (部分休業をすることができない職員) 第15条 略 (1)勤務日の日数_____ ___を考慮して規則で定める非常勤職員以外 の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第22条の4第1項に規定する 短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次 条において同じ。</u>) (2) 略 (<u>第1号部分休業の承認</u>) <u>第16条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げ る範囲内で請求する同条第1項に規定する 部分休業(以下「第1号部分休業」という。) の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員にあ っては、当該非常勤職員について定められ た勤務時間)において、30分を単位として行 うものとする。</u> <u>2 勤務時間条例第18条第1項、第19条の2第1 項又は第20条第1項の規定による育児時間、 介護時間又は子育て部分休暇の承認を受け て勤務しない職員に対する第1号部分休業 の承認については、1日につき2時間から当 該育児時間、当該介護時間又は当該子育て</u>	第1条から第14条 略 (部分休業をすることができない職員) 第15条 略 (1)勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時 間を考慮して規則で定める非常勤職員以 外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第22条の4第1項に規定する 短時間勤務の職を占める職員を除く_____。)) (2) 略 (<u>部分休業の承認</u>) <u>第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間 (非常勤職員にあつては、当該非常勤職員に ついて定められた勤務時間)の始め又は終 わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務時間 条例第18条第1項に規定する育児時間(以下 「育児時間」という。)、勤務時間条例第1 9条の2第1項に規定する介護時間(以下「介 護時間」という。))又は勤務時間条例第20 条第1項に規定する子育て部分休暇(以下 「子育て部分休暇」という。))の承認を受け て勤務しない職員については、2時間から当 該育児時間、介護時間又は子育て部分休暇 を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の 託児の態様、通勤の状況等から必要とされ る時間について、30分を単位として行うも のとする。</u> <u>2 非常勤職員に対する部分休業の承認につ いては、1日につき、当該非常勤職員につい て1日につき定められた勤務時間から5時間 45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児 時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認 を受けて勤務しない場合にあっては、当該</u>

部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める

時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

時間)

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の
人事院規則で定める時間を基準として条例
で定める時間は、次の各号に掲げる職員の
区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2)非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1
日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た
時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特
別の事情)

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で
定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾
病により入院したこと、配偶者と別居した
ことその他の同条第2項の規定による申出
時に予測することができなかった事実が生
じたことにより同条第3項の規定による変
更(以下「第3項変更」という。)をしなけれ
ば同項の職員の小学校就学の始期に達する
までの子の養育に著しい支障が生じると任
命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第17条 職員が育児休業法第19条第1項に規
定する部分休業の承認を受けて勤務しない
場合には、瑞穂町職員の給与に関する条例
(昭和26年条例第3号)第11条の規定にかか
わらず、その勤務しない1時間につき、同条
例第15条に規定する勤務1時間当たりの給
料等の額の合計額を減額して給与を支給す
る。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第18条 育児休業法第19条第6項において準
用する育児休業法第5条第2項の条例で定め
る事由は、職員が第3項変更をしたときとす
る。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第17条 職員が_____
_____部分休業の承認を受けて勤務しない
場合には、瑞穂町職員の給与に関する条例
(昭和26年条例第3号)第11条の規定にかか
わらず、その勤務しない1時間につき、同条
例第15条に規定する勤務1時間当たりの給
料等の額の合計額を減額して給与を支給す
る。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第18条 第12条の規定は、部分休業について
準用する。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第19条 略

2 略

3 任命権者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の育児と仕事との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生すること

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第19条 略

2 略

が予想される家庭生活と職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 5 任命権者は、第3項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第20条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の瑞穂町職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「7時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、改正後の条例第19条第4項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第20条 略